

No. 131(2013/9)

みずほ証券株式会社 vs 株式会社東京証券取引所（株の誤発注事件の控訴審） 平成22年（ネ）第481号、同第1268号

弁護士 松島淳也

第1 事案の概要

本件は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」という。）が、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設する証券市場において、本来であれば、「61万円1株」で売り注文をすべきところ、誤って「1円61万株」で売り注文し（以下「本件売り注文」という。）、その後に本件売り注文の取消注文をしたが、その効果が生じなかったことに関して、東証は①取消注文に基づき本件売り注文の取消処理をする債務の履行を怠った（債務不履行責任）、②取引参加者契約上負っていた売り注文につき付合せを中止する義務を怠った（債務不履行責任）③売り注文につき負っていた売買停止措置をとる義務を怠った（不法行為責任）として、みずほ証券が東証に対し、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償として、売却損、取引参加料金、クリアリング機構清算手数料及び弁護士費用相当額を合計した約41.5億円の損害賠償請求をしたところ、東京地方裁判所が約10.7億円の損害賠償請求を認容したが、みずほ証券がこれを不服として控訴し、東証も附帯控訴した事案である。

・・・ 以下 目次 ・・・

第2 主な争点に関する当事者の主張と裁判所の判断

1 本件における争点の概要

2 東証の債務不履行責任について

- (1) 争点1-1 東証が取引参加者契約に基づいて負担する債務の内容
- (2) 争点1-2 東証の債務不履行（善管注意義務違反）の有無
- (3) 争点1-3 免責規定の適用と免責の成否

3 東証の不法行為責任の有無

- (1) 争点2-1 売買停止義務の有無
- (2) 争点2-2 免責規定の適用と免責の成否（重過失の有無）

(3) 争点2-3 過失相殺

第3 本判決に関する考察

- 1 システム障害の発生のみならず事後的な対応も法的な審査の対象になることについて
- 2 システムに不具合が存在した場合の法的な判断方法について
- 3 契約実務に与える影響について

(以上全 18 ページ)